

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（少額随意契約を除く）

11 月分

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	柴島浄水場保安用自家発電設備整備修繕	諸設備工事	大阪市東淀川区柴島1-3-14	ダイハツディーゼル株式会社	9,828,000	平成29年11月2日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
2	柴島浄水場外2か所採水ポンプ外整備修繕	諸設備工事	大阪市東淀川区柴島1-3-14 外	株式会社西島製作所	32,400,000	平成29年11月6日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
3	庭窪浄水場高度浄水処理棟無停電電源装置修繕	諸設備工事	守口市淀江町11-31	株式会社産機テクノサービス	12,528,000	平成29年11月6日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
4	配水テレメータ改良に伴う既設配水情報システム改造その他工事	諸設備工事	大阪市住之江区南港北2-1-10外	三菱電機株式会社	159,840,000	平成29年11月15日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
5	東淀川浄水場配水ポンプ設備改良に伴う既設配水管理設備Ⅰ改造その他工事	諸設備工事	大阪市東淀川区柴島1-3-14	横河ソリューションサービス株式会社	24,840,000	平成29年11月16日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
6	最適先端処理技術実験施設整備修繕	諸設備工事	東淀川区柴島1-3-14	理水化学株式会社	20,520,000	平成29年11月21日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
7	城東配水場回転速度制御設備外整備修繕	諸設備工事	大阪市鶴見区諸口6-1-6-1	メタウォーター株式会社	73,440,000	平成29年11月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場保安用自家発電設備整備修繕

2 契約の相手方

ダイハツディーゼル（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置している保安用自家発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該保安用自家発電設備は、ダイハツディーゼル（株）が独自に設計、製作したものであり、保守点検により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、当該保安用自家発電設備は、停電時に照明、排水ポンプなどの保安用機器や計装、電動弁などの重要機器に電源を供給し、災害や事故の被害拡大を防止するものであり、上記業者以外のものが本修繕を実施し、当該保安用自家発電設備の不具合により保安用機器や重要機器が機能せずに支障が生じた場合、その原因が製造者の問題なのか、本業務を行ったことによるものなのか、原因特定が困難になるほか、その責任の所在が不明確になり整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができない。

以上のことから、上記業者が本修繕を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所採水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方

(株) 西島製作所

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場外2か所に設置している採水ポンプ外の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、(株) 西島製作所が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは(株) 西島製作所である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場高度浄水処理棟無停電電源装置修繕

2 契約の相手方

(株) 産機テクノサービス

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟に設置している無停電電源装置の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は、(株) 日立製作所より修繕業務を移管されている(株) 産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号 06-6907-4473）

随意契約理由書

1 案件名称

配水テレメータ改良に伴う既設配水情報システム改造その他工事

2 契約の相手方

三菱電機（株）

3 随意契約理由

本工事は、配水テレメータ、水質テレメータの改良に伴い、水道局庁舎、柴島浄水場及び市内各所の配水情報システム、水質情報システムの改造を行うものである。

これらの機器は三菱電機（株）が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である三菱電機（株）以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは三菱電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川浄水場配水ポンプ設備改良に伴う既設配水管理設備 I 改造その他工事

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス（株）

3 随意契約理由

本工事は、東淀川浄水場配水ポンプ設備改良、柴島浄水場上系配水池改良に伴い、柴島浄水場及び東淀川浄水場の配水管理設備 I の改造を行うものである。

これらの設備は、横河ソリューションサービス（株）が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である横河ソリューションサービス（株）以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは横河ソリューションサービス（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 案件名称

最適先端処理技術実験施設整備修繕

2 契約の相手方

理水化学㈱

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場内にある最適先端処理技術実験施設に設置しているプラント設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、理水化学㈱が独自に設計、製作したものであり、整備修繕に際しては総合的な実験施設のシステム及び各機器・装置の構造、構成及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

以上のことから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来るのは、理水化学㈱が唯一の業者である。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2356）

随意契約理由書

1 案件名称

城東配水場回転速度制御設備外整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本業務は、城東配水場に設置している回転速度制御設備および計測設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、メタウォーター（株）並びに富士電機システムズ（株）が自社独自の仕様で設計し、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、業務の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

現在、富士電機システムズ（株）は、平成20年4月に（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業承継されており、さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者はメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）